

世田谷区営・区立住宅等指定管理者募集要項等の質問・回答

世田谷区営・区立住宅指定管理者募集要項等への質問につきまして、以下のとおり回答します。

NO	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答
1	【様式4】法人等概要説明書	—	直近3年間の経常収支	「直近3年間の経常収支」とありますが、当社決算の〆の時期の関係上、提出時点での直近3年分が2022年度、2023年度、2024年度となりますが問題ありませんでしょうか。	2022年度、2023年度、2024年度分で問題ありません。
2	世田谷区営住宅等指定管理者募集要項	10	第4-5-(1)⑥	直近3事業年度分の決算諸表の提出とありますが、当社決算時期の関係上、提出時点での直近3年分が2022年度、2023年度、2024年度となりますが問題ありませんでしょうか。	2022年度、2023年度、2024年度分で問題ありません。
3	世田谷区営住宅等指定管理者募集要項	10	第4-5-(1)⑦	⑦法人税申告書類一式についてご用意できる直近のものが事業年度2024年（電子申告2025年6月27日）分になりますか問題ありませんでしょうか。	2024年度分で問題ありません。
4	世田谷区営住宅等指定管理者募集要項	13	第5-2-(2)	ヒアリング審査について、以下の現予定をご教示ください。 ・ヒアリング審査に関する通知はいつ頃いただけるか ・事業計画書の内容説明及び質疑それぞれのヒアリング審査時間について ・ヒアリング用に別途資料を配付及び投影しても良いでしょうか。	・二次審査選考実施については7月下旬頃に通知を予定しております。 ・二次選考実施の通知をもってお知らせします。 ・二次選考は一次選考の申請内容に基づき実施しますので、別途資料の使用はできません。 また、一次審査で使用した資料は、当区が用意するモニターへの投影は可能です。
5	世田谷区営住宅等指定管理者募集要項	16	第5-3-(2)	評価区分にIVその他という項目がありますが、当該項目に配点はありませぬ。ヒアリング審査においては、評価区分は配点があるI～IIIの項目のみで評価されるという認識よろしいでしょうか。	記載の認識で間違いありません。

6	世田谷区営住宅等指定管理者募集要項	20	第7-6-(2)	<p>指定管理料にて見込んでいただいている物価変動を超える変動が生じた場合は、別途協議をさせていただくことが可能と考えてよろしいでしょうか。(内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、指定管理者は発注者・受注者両方の立場として行動する必要があると考えております。)</p>	<p>契約時の基本協定書に基づき、物価変動による指定管理料の負担者は、指定管理者側となるが、著しい変動等により、指定管理者の収支計画に多大な影響を与えるものについては「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に基づき両者協議する。</p>
---	-------------------	----	----------	--	--